

地域指定年度	昭和 47 年度
計画策定年度	昭和 49 年度
計画見直し年度	昭和 54 年度
	平成 10 年度
	平成 21 年度
	平成 28 年度
	令和 4 年度

半田農業振興地域整備計画書

令和 5 年 3 月

愛知県半田市

目 次

	ページ
第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	1
(2) 農用地利用計画変更の基本方針	3
(3) 農業上の土地利用の方向	4
ア 農用地等利用の方針	4
イ 用途区分の構想	5
ウ 特別な用途区分の構想	6
2 農用地利用計画	6
第2 農業生産基盤の整備開発計画	7
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2 農業生産基盤整備開発計画	7
3 森林の整備その他林業の振興との関連	7
4 他事業との関連	7
第3 農用地等の保全計画	8
1 農用地等の保全の方向	8
2 農用地等保全整備計画	8
3 農用地等の保全のための活動	8
4 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画	10
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 ...	10
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	13
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る ための方策	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連	14

第5	農業近代化施設の整備計画	15
1	農業近代化施設の整備の方向	15
2	農業近代化施設整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	17
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	17
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	17
3	農業を担うべき者のための支援の活動	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	18
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	18
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	18
3	農業従事者就業促進施設	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第8	生活環境施設の整備計画	19
1	生活環境施設の整備の目標	19
2	生活環境施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	20
第9	付 図	別添
1	土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)	
2	農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図 (付図2号)	該当なし
3	農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図 (付図3号)	
4	農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図 (付図4号)	該当なし
5	農 業 就 業 者 育 成 ・ 確 保 施 設 整 備 計 画 図 (付図5号)	該当なし
6	生 活 環 境 施 設 整 備 計 画 図 (付図6号)	該当なし
7	農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面 (付図7号)	
別記	農用地利用計画	22

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

半田市（以下『本市』という。）は、名古屋市より南にのびる知多半島の中央部東海岸に位置し、東は衣浦港を隔てて碧南市、高浜市、西は、丘陵地で常滑市、南は、武豊町、北は、阿久比町、東浦町に接し、西部及び北部の丘陵地から稗田川、阿久比川、神戸川が東南又は東に貫流し、この流域に水田地帯を形成している。

また、古くは臨海部において、盛んに干拓が行われた。土地利用の現状を見ると、令和4年現在、農業振興地域は18.2 km²(行政面積47.42 km²)、その内農地・山林等が57.0%(市全体では23.7%)であるのに対して、都市的土地利用は43.0%(市全体では76.3%)である。

さらに、中部国際空港の開港以来、整備効果を生かした都市的土地利用が強まっており、現在の優良農地を積極的に保全する一方において、都市的土地利用との調整を図り、均衡のとれた地域の発展を目指す。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和4年)	806	44.3	57	3.1	175 (—)	9.6 (—)	234	12.9	—	—	548	30.1	1,820	100
目標 (令和14年)	769	42.3	57	3.1	175 (—)	9.6 (—)	235	12.9	—	—	584	32.1	1,820	100
増減	△37		0		0		1		—		36		0	

(注) 1 ()内は混牧林地面積である。

2 工場用地は住宅地に含む。

3 目標は、開発構想23ha、個別案件14ha(年1.4haと推計)の計37haの減少とした。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地806haのうち、次の(a)～(c)の農用地を除く農用地約634haについて、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的農用地。

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く)の施行に係る区域内にある土地。

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地。

ただし、a～cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地で団地規模が30a以下の農用地

地区名	面積	地区名	面積		
西部A-1	19.3ha	東部B-1	5.1ha		
西部A-2	6.0ha	東部B-2	11.2ha		
西部A-3	13.2ha	東部B-3	14.8ha	計	69.6ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

地区名	面積	地区名	面積		
西部A-1	32.2ha	東部B-1	8.5ha		
西部A-2	21.8ha	東部B-2	6.5ha		
西部A-3	20.0ha	東部B-3	2.7ha	計	91.7ha

(c) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地(その他)

地区名	面積	地区名	面積		
西部A-1	0.7ha	東部B-1	—		
西部A-2	0.3ha	東部B-2	2.8ha		
西部A-3	0.4ha	東部B-3	6.5ha	計	10.7ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針
 本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置(地区名)	面積(ha)	農業用施設の種類
牛舎・豚舎	A-1	8.6	畜舎
牛舎・豚舎	A-2	12.6	畜舎
牛舎・鶏舎・飼料庫	A-3	26.4	畜舎及び農業用倉庫
鶏舎・牛舎	B-1	8.3	畜舎
温室・倉庫	B-2	1.1	温室及び農業用倉庫
計		57.0	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野等については、当初の農用地区域設定時点から森林等であったものが農用地区域として指定されたものであり、開発需要の熟度が達した時点で随時農用地区域から除外していく予定である。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

担い手の高齢化、農家の農業離れによる他産業への流出現象等が見受けられるため、農業振興地域整備計画では時代の変化を考慮し、農家の抱える問題に対応しつつ、今後の本市の農業振興に取り組む。

農業振興地域整備計画は、おおむね 10 年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と整合を取りつつ、地域の活性化を進めるとともに、将来的に次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備し、優良農地の保全に努める。

ア 農用地区域への編入

以下の土地については農用地区域への編入に努める。

- (ア) おおむね 10ha 以上の規模の集団農用地で、優良農地として保全していくことが望ましい土地。
- (イ) 過去又は現在において、国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が実施されている土地、あるいは今後実施の見込みのある土地。
- (ウ) 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地。

イ 農用地区域からの除外

集団的農用地として保全していくことが極めて困難で、以下の要件を満たす農地については、農用地区域からの除外を検討する。

(ア) 近代化不可地

自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取扱うものとし、除外に当たっては最小限度に止めるものとする。

周辺の土地利用や関連する地域の情勢、背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後とも農用地として農業上の利用が困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基盤整備事業が実施される予定のない土地又は工事完了後 30 年以上経過した土地。
- b 自然的な条件からみて、生産性が低く農業の近代化が図れない土地。
- c 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地。

(イ) 集落介在地

集落等に介在する農用地等については、農用地区域設定当初における趣旨を十分勘案して慎重に取扱うものとし、除外に当たっては最小限度に止めるものとする。

周辺の土地利用や関連する地域の情勢、背景を踏まえながら、総合的、客観的な観点から今後とも農用地として農業上の利用が困難であると認められる次の要件を全て満たす土地とする。

- a 農用地区域の外周にあり、集落内に介在し、既存農用地区域内農用地等と一体的な利用が困難なおおむね 30 a 以下の土地。
- b 除外することによって近隣の農用地等に与える影響が軽微であり、関係農家の農業経営上の支障が少ない土地
- c 周囲（3方向以上）が宅地、雑種地、道路、河川等に囲まれている土地。
- d 過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後農業生産基盤整備事業が実施される予定のない土地又は工事完了後 20 年以上経過した土地。

*（イ）の a の考え方の基準となる面積 30 a 以下について

本市のほ場整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としている。このため 30 a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。

（ウ）公共案件・一般個別案件の土地

随時に発生する小規模な公共案件及び一般案件については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号までの要件を満たすものであり、更に次の要件を満たす土地について除外を検討する。

また、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 4 項に該当する土地は、農業上の土地利用について、十分調整を行った後除外する。

- a 本市の農業振興方針に支障がないこと。
- b 新規事業の場合は当該施設を必要とする明確で合理的な理由が客観的に認められること。
- c 他法令に基づく許認可等の見込みが明らかであること。

（3）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地の設定により、土地基盤の整備を促進し、大型機械による作業体系を充実させて、生産性の向上を図る。

その上で、中核的担い手農家への農用地の利用集積を進め、経営規模の拡大、経営安定による都市近郊の農業の発展、農作物の安定供給を目指す。

また、地域の営農条件等それぞれの特性を十分に考慮するとともに、新たに想定される都市的土地利用については、営農への影響をできる限り少なくする範囲で、調整を進めながら農用地等の利用計画を策定する。

○ 西部地区

鴉根地区の丘陵地は、開拓地を中心とした畑地が多い。愛知用水半田支線を受益地とする板山、岩滑新田地区の丘陵地は、今後においても水田の利用度を高めるとともに、施設園芸、施設野菜の団地化を図る。

○ 東部地区

乙川北部地区は、機械化による作業の効率化を図る。有脇地区の東部の水田は稲作の省力化を促進する。西部の農地は、園芸施設への誘導と畑作の振興を図る。中津地区の水田は稲作転換を促進する。

単位：ha

区分		農地	採草放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計
地区名						
西部	A-1	76	—	—	9	85
	A-2	254	—	—	13	267
	A-3	148	—	—	26	174
東部	B-1	58	—	—	8	66
	B-2	109	—	—	1	110
	B-3	46	—	—	—	46
計		691	—	—	57	748

(注) 農地には道水路も含まれる。

イ 用途区分の構想

(ア) 西部：A-1 地区

本地区の農用地区域は約 85ha であるが、地域内は起伏に富み、山林、原野が介在し畑地が多い。その地形を利用して、酪農業、養豚業が営まれている。今後も畜産を主体とした経営体の育成に努め、飼料作物等畑地の高度利用を推進する。

また、防疫対策にも積極的に取り組んでいく。

(イ) 西部：A-2 地区

本地区の農用地区域は約 267ha である。地域内のほ場整備は完了している。県道板山金山線沿い東側（池田第二、池田第三地区）はほ場条件も良く、今後も水田として利用を進める。その他についてもその多くは水田として利用されているが、地区内には第3セクターの知多南部卸売市場もあり、今後は畑作を推進し、地場野菜の団地化へ誘導する。

(ウ) 西部：A-3 地区

本地区の農用地区域は約 174ha である。地区内の県道碧南半田常滑線沿いには酪農業が知多半島で最も集団的に営まれている地域である。

また、同線北側は、ほ場整備（岩滑新田、平井、宝来、奥町、三ッ池）が実施されており、優良な水田地域として振興を図る。

(エ) 東部：B-1 地区

本地区の農用地区域は約 66ha である。ほ場整備された南浜地区は今後とも田としての利用を進める。

(オ) 東部：B-2 地区

本地区の農用地区域は約 110ha である。東側の農用地区域（有脇地区）約 56ha は、今後とも水田の利用を進め、西側の丘陵地に展開する農用地区域（有脇西部）約 54ha においては稲作中心に、温室花きの振興と併せて、稲作転換に伴う飼料作物の作付促進を図る。

また、耕作を希望する認定農業者や認定新規就業者の受け入れを進めることによって地区における中心経営体への農地の集約化を促進する。

なお、石塚地区において、工業地（約 16.0ha）として整備を進め、優良企業を誘致する計画があり、事業の実施に当たっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。

(カ) 東部：B－3地区

本地区で基盤整備された農用地区域約46haは、水田として利用するが、転作の促進を図る。

なお、中億田地区において、工業地（約8.8ha）として整備を進め、優良企業を誘致する計画があり、事業の実施に当たっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。その他、担い手に農地を集積・集約し、農地の大区画化・農地改良等の基盤整備を進めていく。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。（詳細は付図8号のとおり）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の現況農用地面積は806haであり、その内訳は、水田517ha、畑280ha、樹園地9haである。このうち、約532haは、ほ場整備が完了している。

近年では、担い手不足や農家数の減少、過疎化、高齢化等が急速に進行し、荒廃農地や遊休農地の増加などが問題となっている。

このため、地域農業の基幹を担う効率的で安定的な農業経営体の育成や、農地の流動化や集落における受託組織の育成による土地利用集積を促進するとともに、農業生産性の向上と農業用施設の維持管理に努め、農村環境改善、保全を進める。

ア 西部地区

自然的条件を生かした農地利用により酪農、養豚の振興を図るとともに、観光農業を積極的に推進し、市民の憩いの場となる諸施設を積極的に導入する。

イ 東部地区

土地の高度利用を図るとともに、水田の効率的利用を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画（農業生産基盤整備開発計画図：付図2号） 該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

4 他事業との関連 該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

担い手農家の高齢化や離農により、管理不十分な遊休農地等が増加することが懸念されることから、本市農業委員会、あいち知多農業協同組合（以下『JAあいち知多』という。）、愛知県知多農林水産事務所農政課・農業改良普及課が十分なる相互の連携のもとで農用地利用調整活動を活発化させ、意欲的な農業者に対し掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に関する情報を一元的に把握し両者を適切に結び付けて認定農業者等に農地が利用集積されるよう農地有効活用システムの構築を図る。

また、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に荒廃農地の発生防止及び解消に努める。

近年、農村における集落機能の低下により、ため池等水利施設の維持、管理が困難化しているとみられ、老朽化も目立ってきたが、引き続き農業用水の安定補給を確保し、農業経営の安定を図るため、老朽化している施設等から順次改修を行う。

2 農用地等保全整備計画(農用地等保全整備計画図：付図3号)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号 (付図3号)	備考
		受益地区	受益面積		
たん水防除事業	耐震工事	A-3	108.7	①	阿久比2期地区
防災ダム事業	耐震工事	A-3	20.4	②	午ヶ池
土地改良施設耐震対策事業	耐震工事	A-1	1.0	③	東の池
海岸整備事業	堤防工事	B-3	106	④	東億田
海岸整備事業	堤防工事	B-3	106	⑤	東億田2期

3 農用地等の保全のための活動

農家に対して遊休農地の発生防止、農用地等の適正管理及び貸借、農作業の受委託などを『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』の施策に基づき、本市が主導となり啓発するとともに、農地の流動化に関する情報の一元化を図り、認定農業者を始めとする担い手農業者が、経営規模の拡大と併せて農用地等の保全と有効利用が図られるよう、利用権の設定等を推進する。

併せて、兼業農家の高齢化が進み、農機具更新時や世代交代等を契機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっており、農地の円滑な流動化のため、自治会、町内のボランティア団体といった非農業者団体と土地改良管理区等の農業団体が連携し、継続性のある活動が行えるよう、維持管理体制の再構築を含めた組織づくりを図り、地域農業の継続的な発展を地元、市が一体となって目指していく。その他、市民農園の活動を通じて遊休農地の有効利用を図り、農業や食への理解を深める活動も継続して行っていく。

また、多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動を推進し、用排水路及び農道等の適正な維持管理を支援することにより、農用地等を取り巻く用水路及び農道等の機能停止の防止に努める。

【主な施策】

- ① 認定農業者に対する要活用農地について、利用権設定等促進事業の実施促進。
- ② J Aあいち知多による農作業受委託のあっせんの促進。
- ③ 多面的機能支払交付金事業
- ④ 農地中間管理事業

- 4 森林の整備その他林業の振興との関連
該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和12年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体として基幹経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についても更なる経営の強化を推進する。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業取得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者とおおむね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得を得ることができる農業経営を目指す青年等を確保、育成する。

【効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標】

	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
農業経営の安定的な目標	主たる従業者1人当たり おおむね400万円 基幹経営体当たり おおむね800万円	おおむね1,800時間程度
	※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体。(主たる従事者2人を想定) ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従業者生涯所得(約1億9千万円) ÷45年間(20歳から64歳)≒400万円	
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	主たる従業者1人当たり おおむね250万円	おおむね2,000時間程度

【効率的かつ安定的な農業経営の指標】

	営農類型	目標規模(ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積(ha)	
家	稲・飼料用稲 複合経営	水田 40	水稻移植 15ha 水稻直播 8ha 飼料用米 22ha	7	280.0	
	キャベツ主体経営	畑 4.5	キャベツ 2.5ha タマネギ 1.5ha スイートコーン 0.5ha	—	—	
	トマト専作経営	畑 0.4	トマト 0.4ha	4	1.6	
	イチゴ専作経営	畑 0.3	イチゴ 0.3ha	3	0.9	
	輪ギク専作経営	畑 0.4	キク 0.4ha	2	0.8	
	族	カーネーション 専作経営	畑 0.4	カーネーション 0.4ha	2	0.8
		洋ラン経営	畑 0.3	デンドロビウム 0.3ha	2	0.6
		観葉植物経営	畑 0.3	観葉植物 0.3ha	1	0.3
	経	鉢花経営	畑 0.3	観葉植物 0.3ha	1	0.3
		営	イチジク専作経営	畑 0.8	ハウスイチジク 0.2ha 雨除けイチジク 0.3ha 露地イチジク 0.3ha	—
ブドウ専作経営	畑 1.2		露地巨峰 0.4ha 露地その他 0.2ha 簡易ハウス巨峰 0.2ha 簡易ハウスその他 0.4ha	1	1.2	
体	酪農専業経営		乳牛 50頭	—	14	—
	肉用牛専業経営	肉牛 250頭	—	—	—	
	養豚専業経営	母豚 125頭	—	1	—	
	採卵養鶏経営 (有利販売主体)	採卵鶏 10,000羽	—	2	—	

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和4年3月）

	営農類型	目標規模(ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積(ha)
企 業 的 経 営 体	イチゴ専作経営	畑 0.8	イチゴ 0.8ha	0	—
	スプレーギク専作経営	畑 0.8	キク 0.8ha	0	—
	酪農専業経営	乳牛 80頭	—	1	—
	乳肉複合経営	乳牛 60頭 肉牛 100頭	—	8	—
	肉用牛専業経営	肉牛 400頭	—	1	—
	養豚専業経営	母豚 150頭	—	2	—
	採卵養鶏経営 (有利販売主体)	採卵鶏 80,000羽	—	1	—

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和4年3月）

	営農類型	目標規模(a)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積(ha)
個 別 経 営 体	キャベツ主体経営	畑 200	キャベツ 150a タマネギ 60a スイートコーン 30a	—	—
	ナス専作経営 (夏秋ナス)	畑 13	ナス 13a	—	—
	ミニトマト専作経営	畑 10	ミニトマト 10a	—	—
	トマト専作経営	畑 22	トマト 22a	—	—
	イチゴ専作経営	畑 18.5	イチゴ 16a	—	—
	肉用牛専作経営	肉用牛 100頭	—	1	—

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和4年3月）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本地域は、今後とも相当量の都市的土地需要の発生が予想され、依然として農地の資産的保有傾向が強い。この中で農用地等の効率的な利用を図るためには、農用地と非農用地との計画的土地利用計画を進める。意欲の高い地域農業の担い手である認定農業者等が中心となる法人経営等や担い手農家などへの利用と集積を進める必要がある。

さらに、多様な担い手の育成と農業団体の活性化を通して、地域ぐるみでの総合的な土地利用体系の確立を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本地域における農業経営の規模拡大及び農用地の効率的利用に関しては、従前から農家個々の経営努力に委ねられてきたが、より組織的、効率的に農業振興を図るためには、ほ場整備された優良農地を中心に多面的な調整が必要であり、以下の方策を推進する。

(1) 農用地の流動化と集積利用の推進

土地利用型農業による農業経営の規模の拡大を図ろうとする意欲的な担い手農家等に対しては農業委員会を核とした農地の流動化を促進させる。そのために農地流動化推進員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地流動化に関しては本市西部の奥町地区の地域農業集団について、農用地利用改善団体の結成を推進し、作付地の集団化、農作業の効率化を進め、農用地、農機具の有効的な利用による集団的土地利用を図る。

(2) 農作業の受委託の促進対策

認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域等において、農用地の利用集積と併せて農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、JAあいち知多及び地域農業委員、本市公社、集落営農組織等と連携を密にして、農家指定をはじめ、Uターン者、定年帰農者、企業等を含む新規参入者などの意欲ある多様な担い手への農地の貸借と併せて農作業受委託を推進し土地集積を図る。

(3) 地力の維持、増進

地力の維持、増進は生産の増強を図る上から重要である。本市においては、酪農が盛んであり安定した経営を行うため、これらの畜産農家と耕種農家との密接な連携のもと、良質堆肥の生産と農地へ還元する豊かな土づくりを推進する。

(4) 担い手農家の育成

担い手農家の育成方策として、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等への農用地の利用集積と併せてオペレーターの育成と農作業受委託の組織化など、営農実態に応じた生産組織の育成を進め、体制の整ったものから法人化への誘導を図るなど望ましい経営体の育成を推進する。

さらに、望ましい経営体の育成と併せて、農を含む地域社会を安定的に維持していくためには、兼業農家についても一定の位置づけが必要であるなど農業生産の担い手を幅広く確保していく必要がある。そのため、専業・兼業農家の役割分担の明確化、分業化の推進と併せて、多様な経営体の育成を図る。

また、本市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じて認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員会や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プランの検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

なお、販売においては、消費者へ安全な農作物を提供することに対応するため、J Aあいち知多や地域農業委員と連携しながら作付け方法等の指導を実施し、生産の振興を図る。

その他、鳥獣等による農作物の被害については、鳥獣被害防止対策協議会により、箱わなを用いて捕獲や駆除に努めるとともに、侵入防止柵の設置に対する補助を行うことで、農用地等の効率的な利用を支援する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業従事者1人当たりの労働を軽減するとともに、低コスト化による産地間競争力の向上、効率的な集出荷体制の整備による新鮮な食料の提供など生産性の高い農業生産及び農産物流通のシステムづくりが必要である。

また近年では、消費者の関心が食の安全性や環境に向けられており、安全、安心な農作物の供給に資する化学肥料や農薬の使用量の低減、農業が有する環境保全機能の向上などに配慮した環境保全型農業を促進するとともに、農家への啓発を図る。

その他、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、バイオマス利活用施設、農業用排水施設から生まれるエネルギー活用のための施設、エネルギー効率の高い温室等の整備を推進する。

[米]

昨今の気象変動に伴い、生産地域の気候に適した適品種の普及と優良品種への種子更新を図る。

また、生産性の向上と付加価値の高い米づくりを推進し、WCS用稲といった耕畜連携による有効な生産調整を図る。その他にも、作業の分散化、労働時間の削減などの効果が期待できる不耕起V溝直播栽培の導入や、施肥改善と基本技術の励行により品質改善を推進する。

さらに、消費者関心のための生産工程管理、生産履歴の記帳を促進する。

今後ともJAあいち知多等の広域施設利用を含めた作業体系を推進し、稲作専業農家を中核とした営農集団組織づくりを目指す。

[野 菜]

野菜生産は、施設野菜、露地野菜とも生産者組織が確立されていない。経営規模も比較的小さく、出荷等もさまざまな形態がある。今後は、施設野菜の集団化、転換畑による露地野菜栽培により産地化を促進するとともに、農業機械、施設の共同利用等での低コスト化と、品質の統一と計画出荷による市場への有利性を確保し、生産者組織や販売体制の整備を進め、販売機会の創出に努める。

また、天敵農薬（生物農薬）の利用技術、肥料成分の流亡が少ない肥効調整型肥料の利用技術の普及を推進し、環境に配慮した生産を図る。

さらに、台風に耐えられるような中期展張ハウスや低コスト耐候性ハウスの整備を図り、規模拡大を目指すとともに、無病苗の円滑な供給体制強化と計画的な導入を推進する。その他、半田市バイオマス産業都市構想による栽培プロジェクトを進めていく。

[花 き]

施設園芸は、観葉植物、カーネーション、きく、洋らん等が栽培されている。これらの農家は経営意欲も旺盛であり、環境制御型施設等近代的装備の導入を推進し、消費者ニーズに合致した品種導入、商品開発を行い、経営の安定を図る。

また、担い手の確保、育成や効率的な経営実現のための生産基盤の整備、生産者組織活動支援等に取り組む。その他、あいち花マルシェといった場へ一般に向けての知名度向上と、販路拡大の機会に努める。

[酪 農]

尾張南部基幹クーラーステーションの利用による合理化と乳質管理を維持しながら、今後はフリーストール牛舎及びミルクパーラーの組み合わせによる

作業性の高い畜舎設備配置による管理作業の省力化を推進する。その他、「生乳流通効率化支援リース事業」などを活用し、タンクローリー車両や冷蔵タンクなど、必要に応じた整備を進める。

また、飼料の安定供給と安全性確保のため、飼料共同配合所の有効な活用を図るとともに、耕畜農家と連携した飼料用米・稲WC Sの利用を推進する。

家畜ふん尿の処理については、耕種農家との有機的な結合によるリサイクルを図り、環境と生産が調和した農業への転換を推進する。

さらに、畜舎等畜産施設周辺の美化に対する取り組み活動を普及させ地域との調和に努める。

[肉 牛]

乳肉複合経営によるF1肥育「知多牛」、受精卵移植による和牛生産を推進し、付加価値生産を行いブランド力を強化する。市場競争力の強化のため、畜産農家をはじめとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みを活用し、生産コストの削減、規模拡大を図るとともに、公共牧場やコントラクターを活用した生産力の強化を進める。同時に、生産から肥育まで地域内一貫体制の確立を図るとともに、優秀な繁殖・肥育素牛の地域内留保を促進する。そのためにも、肥育農家に対する支援と新規肥育農家の育成を推進する。

[養 豚]

養豚経営環境の整備と併せて糞尿処理施設の充実、飼養管理技術の向上を図り、県造成系統豚「アイリスL3、W3、アイリスナガラ」利用による低コスト・高品質な生産を推進する。そして、種豚全てが県産である「愛とん」を素材とし、生産者が独自の工夫を加えることで品質の高いさまざまなブランド豚を生産し、6次産業等での付加価値の向上を推進する。

また、飼養環境の改善、経営の効率化等も進める。

その他、豚熱の発生を防止するために、飼養衛生管理の徹底を図る。

[養 鶏]

鶏卵の需給調整に対応しつつ高床式、ウインドレス鶏舎の導入による省力化生産、ワクチネーションの徹底による鶏病対策に加え、サルモネラ対策に努め、安全な鶏卵生産を推進する。養鶏の近代化を推進するために、育雛部門と採卵、ブロイラー部門の分化と連携の合理化を進め、飼育技術の改善に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザ対策については、万全を期して取り組む。

さらに、暑熱対策や良質な飼料、水の給与等鶏の快適性に配慮した飼養管理の実施やHACCP方式導入等による衛生管理の改善を図る。

- 2 農業近代化施設整備計画（農業近代化施設整備計画図：付図4号）
該当なし

- 3 森林の整備その他林業の振興との関連
該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力ある者が農業経営の発展を目指すに当たりこれを支援するために、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市に関連する各協議会や農業協同組合等が相互の連携のもとで濃密な指導を行うための体制を編成し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを推進し、望ましい経営を目指す農業者やその集団等に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者自らが農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、本市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を一層活用し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握に努め、両者を適切に結びつけて利用権設定を進めるとともに、土地利用調整を全市的に展開して集団化、連担化した条件で、担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

さらに、経営体の育成、確保や、農地の集積に必要な取組みを支援するため、青年就農給付金や経営転換協力金等の制度を活用し、中心的な経営体の体質強化を図るとともに、農業の競争力や体質強化を図り、持続可能な農業の実現を目指す。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

(農業就業者育成・確保施設整備計画図：付図5号)

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市農業委員会、JAあいち知多の担当職員で構成する指導チームを設置し、知多農林水産事務所農業改良普及課の協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者及び組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会を行う。

また、自然景観、国土保全、伝統文化の維持など、農業、農村の有する多面的で公益的な機能の理解を促進するための、関係機関と連携を取りながら、農業体験などの活動を展開するとともに、農業教育の推進を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は都市近郊に位置することから通勤圏内における就業機会に恵まれている。

また、衣浦臨海工業地帯にあり工業関係への就業が多い。これら企業の安定的な発展と併せて今後、益々農外就業機会の増大と農業従事者の安定的就業の促進を図る。

今後は、農業専従者の高齢化、女性化が一層進むものと推測され、女性農業従事者が働きやすくなるよう情報共有、情報発信等により女性従事者の就業環境の向上を図る。

【農業従事者の就業の見通し－他産業別】

単位：人

区 分	従 業 地								
	市 内			市 外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	54	30	84	24	9	33	77	39	116
自 営 兼 業	28	12	40	1	1	2	28	13	41
出 稼 ぎ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 雇 ・ 臨 時 雇	13	22	35	5	9	14	18	31	49
そ の 他	5	4	9	4	0	4	9	4	13
総 計	100	68	168	34	19	53	132	87	219

(注) 令和3年9月実施の「農業振興地域整備に関する意向調査結果」及び基礎資料「総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し(うち農家)」より10年後(令和14年)を推測。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市の農外就業機会については、比較的安定しており求人倍率も高水準で推移している。農業においては、経営の法人化や企業の経営体の育成を進める。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村集落の健全な発展を期するには、生活環境の整備を図ることが必要である。生活環境については、それぞれの関係機関との連携により防災・防犯・水利・保健・福祉・交通・文化等具体的な方策の実施を通じて農村集落と市街地の不均衡な地域格差を是正し、調和のあるまちづくりを目指す。なお、農村集落と市街地が同等に便宜を享受できるよう、半田市第7次総合計画や半田市都市計画マスタープランに沿った内容の記載とした。

(1) 安全性

防災面では、ライフラインの耐震化や浸水対策など地域の強靱化を進めるとともに、避難所については、さまざまなリスクに対応し対策を強化する。

また、発災時における早期の初動対応、復旧復興に向け、市民と事業者、行政との連携強化を図る。

防火面では、多種多様化する災害に対応できるよう、消防施設及び車両、装備、消防団の支援を充実させることにより、総合的な消防体制の強化を図る。

交通安全面では、警察や学校関係者等と連携し、交通事情に適した交通安全施設の維持、改善を図る。

また、子どもから高齢者まで世代に応じた取り組みを実施するとともに、移動支援策の展開により公共交通の利用を促進し、交通安全環境の向上を図る。

防犯面では、防犯灯の整備などにより防犯環境の充実を図るとともに、地域における防犯活動を支援して見守りの担い手づくりを進める。

また、巧妙化する特殊詐欺を始め多様化する犯罪に備えて、講座やメール等を通じて最新の犯罪情報の周知を図る。

(2) 保健性

ゴミ処理面では、市民に対する3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及啓発等により、家庭系ゴミの減量と資源化を推進し、環境負荷の低減と資源の循環利用を図る。

排水面では、下水道施設の適正な維持管理や計画的な改築、更新を行い、ライフサイクルコストの低減や事業の平準化に取り組むとともに、適正な使用料金の見直しを行い、経営基盤の強化を図る。

給水面では、水道施設の経年化に応じて、適切な維持管理と更新及び再構築を計画的に進め、事業者の知識や技術力を活用し、安心、安全な水道水を安定的に供給する。

地域医療面では、現病院の老朽化、狭あい化、耐震面での課題を解消し、最新医療機器の導入と併せて、医療環境の変化にも対応できる拡張性の高い新病院を建設することで、安心安全かつ快適な療養空間を提供する。

(3) 利便性

交通面では、路線バスの利用促進や地域との連携・協働のもと、市民の移動手段の確保に取り組むとともに、待合環境整備や情報発信などにより、便利で移動しやすい環境を構築する。

通信面では、市政に関する情報、市民生活や市民活動に関する情報を単に発信するのではなく、ターゲットを絞った発信や公表している情報を見つけやすくするなど、必要としている人に「伝わる」方法で情報を提供する。

また、市の魅力を市内外に広く発信するシティプロモーションを推進し、都

市イメージの向上とまちへの愛着醸成を図る。

(4) 快適性

公園面では、地域住民が主体的に公園づくりに参加し、地域密着型の公園を整備する。

また、市民、事業者、行政が連携し、子どもの遊び場、大人の憩いの場として公園・緑地の魅力を高めるとともに、有効な活用を進める。

高齢者福祉面では、高齢者等が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を続けるため、介護保険制度の公平で安定的な運営を図るとともに、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供されるネットワークをつくり、高齢者等を包括的に支援する地域包括システムの更なる推進を図る。

幼児教育、保育面では、幼保小中、家庭、地域との連携、子育て相談、特別な支援の必要な子どもへの教育、保育などを推進する。

また、公立保育園等において、老朽化する施設の建替、大規模修繕を進めるとともに、身近な地域で、保護者の就労の有無によって区分されることなく、等しく教育、保育を受けることができる「こども園化」や保護者の多様な教育、保育ニーズに対応するために「民営化」を行い、併せて待機児童の解消を図る。

公共施設面では、適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化を図りつつ計画的に更新を行う。

また、更新に当たっては、利用者や地域のニーズを踏まえ、今後の必要性を十分に検討したうえで行うこととし、公共施設の集約、複合化を推進する。

(5) 文化性

スポーツ面では、誰もが安心、安全にスポーツ施設を利用することができるよう、施設の効率的・効果的な管理運営を進めるとともに、魅力ある満足度の高い施設整備を推進する。

文化面では、誰もが文化芸術についての価値を見出せるよう、触れ親しめる機会をつくり、市民が文化、芸術活動を活発に行えるよう支援する。

また、市民の財産である文化財を保存、継承するため、担い手育成を支援し、郷土資料の収集、調査、保存に加え、親しみやすい形で情報を発信することにより、市民の文化的教養や保護意識を高める。

さらに、歴史、文化を伝える景観の保全や防災機能の向上等を目的に無電柱化を実施する。

2 生活環境施設整備計画（生活環境施設整備計画図：付図6号）

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別 添

- 1 土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)
- 2 農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図 (付図2号) 該当なし
- 3 農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図 (付図3号)
- 4 農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図 (付図4号) 該当なし
- 5 農 業 就 業 者 育 成 ・ 確 保 施 設 整 備 計 画 図 (付図5号) 該当なし
- 6 生 活 環 境 整 備 計 画 図 (付図6号) 該当なし
- 7 農 用 地 区 域 に 含 め ない こと が 相 当 な 農 用 地 の 図 面 (付図7号)

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地及びこれらの土地以外の土地であって、現況宅地、境内墓地、鉄塔敷地、池沼、山林原野、河川敷及び市有行政財産を除く土地を農用地区域とする。

(ただし、表示の手段は土地利用計画図「付図8号」による。)

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A-1	武豊町と常滑市の境界線、市街化区域境界線、主要地方道半田常滑線を順次結んで囲まれた区域。	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積 約 85 ha
A-2	常滑市の境界線、愛知用水半田支線、市街化区域境界線、主要地方道半田常滑線を順次結んで囲まれた区域。	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積 約 267 ha
A-3	常滑市と阿久比町の境界線、市街化区域境界線、愛知用水半田支線を順次結んで囲まれた区域。	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積 約 174 ha
B-1	阿久比町の境界線、主要地方道西尾知多線、市道石塚11号線、市道大矢知線、市道上定光1号線、市道上定光東大矢知線、市街化区域境界線を順次結んで囲まれた区域。	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積 約 66 ha
B-2	東浦町と阿久比町の境界線、主要地方道西尾知多線、市道石塚11号線、市道大矢知線、市道上定光1号線、市道上定光東大矢知線、市街化区域境界線を順次結んで囲まれた区域。	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積 約 110 ha
B-3	中午町、高砂町、中億田町、東億田町、相賀町、川田町、八軒町、西億田町、乙川末広町の区域。	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	農用地区域面積 約 46 ha

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用地は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

(ただし、表示の手段は土地利用計画図「付図 8 号」による。)

地区・区域番号	用途区分
A-1	農業用施設用地：付図 8 号で示す区域のうち橙色で着色した土地の区域 農地：付図 8 号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域
A-2	農地：付図 8 号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域 農業用施設用地：付図 8 号で示す区域のうち橙色で着色した土地の区域
A-3	農地：付図 8 号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域 農業用施設用地：付図 8 号で示す区域のうち橙色で着色した土地の区域
B-1	農地：付図 8 号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域 農業用施設用地：付図 8 号で示す区域のうち橙色で着色した土地の区域
B-2	農地：付図 8 号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域 農業用施設用地：付図 8 号で示す区域のうち橙色で着色した土地の区域
B-3	農地：付図 8 号で示す区域のうち黄色で着色した土地の区域 農業用施設用地：付図 8 号で示す区域のうち橙色で着色した土地の区域